



4A20
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点 数	※
H 29 行政法				56	
試験科目・回・問	試験地・クラス	受 験 番 号		フリガナ	
				氏 名	

答案用紙 1 頁

1 (設問) (1) 27/35

2 I. 直切を訴え

3 1. 道路法 71条 1号 に 基 通路上に存する工作物の除却命令の通知義務付与訴訟

4 (行訴法 3条 6号 1号) を提起する。

5 外. 法名略

6 II. 訴訟要件

7 1. (1) 「一定の権利」 (3条 6号 1号, 37条 2条 1号) について、まず、権利とは、公権力の主体が

8 国又は公法団体の行為のうに、国 面 国民の権利又は利益を侵害し、又は侵害を妨げること

9 が法律上認められているものである。

10 (2) この点 除却命令は、工作物所有者の所有利用行為を制限しているものであるから、

11 工作物の 所有、
Y A 権利の制限は権利もよく

12 (3) 更に 「一定」とは、裁判所が訴訟要件を判断している程度に権利の内容が特定と

13 求めていることを求めるものであるが、I で述べたように、権利の内容は特定と求めている。

14 2. (1) 序章 通称 (37条 2条 3号) は、権利人に対し、自己の権利又は法律上保護される利益

15 益が侵害され、又は侵害の恐れがあるとき、ある権利を認める。これ、Xは、権利の

16 名義人ではなく第三者が、第三者の法律上保護される利益は、これが公益に等しい。

17 個別的利益としても保護されていることを要する。これは、37条 2条 3号 2号 利用目的

18 2項の要に 従って判断する。

19 (2) 本件で、71条 1号 1号 除却命令の根拠となる法律違反 (71条 1号) は、43条 23号

20 道路法 (以下、法と称する) / 道路上に 交通の妨げ となる工作物の設置である。

21 つまり、法は 公益 として、人々の 交通の利益 を保護している。これは 43条 23号

22 公益の範囲に入ると考え、加えて、道路の利用、道路に使用の権利を有する、





11) 2

12) 0

答

13) 0

案

14) 2

用

紙

16) 2

15) 2

1/2

頁

18) 2

19) 1

20) 2

21) 1/2

23

(3) ~~たがが~~ 既に、道路は、その近くに住む者としては生活に必要でもなかり、

24

距離の近い者程、その制約が大い~~な~~。一度道路の使用が困難となれば、地味向

25

その必要が長く、加えて、道路といのは、人が移動するやうな手段でなかり、

26

これが大なる自由(憲法24条1項)が大に制約され、重要な利益の侵害が認

27

めらる。加えて、当該道路~~使用~~は利用が乏しく、要する費用が極めて多かり、

28

利用者が限られ、制限と見られる範囲に達する。与~~て~~、~~道路~~ 利用者の利益を保護する、

29

(4) 加えて、それは、本件道路に面^{して}てあり、これを権利の侵害と見、法律上の利益を

30

大に有する。定例、本件道路の廃止で、新設道路のそれより多かり、その主たる

31

距離が400m、つまり、往復で20分程度の負担が加えられる。(7)も、B通りが本件道

32

路の幅が狭いことがあり、添えてあること、本件道路は、地味向の道でもあり、生命、身

33

に危険を及ぼす、よく、厚さ道路がそれに記され、

34

3. (1) 重大な被害を生ずるおそれについて(3)の2条1項)、同条第2項に従って判断

35

する。それは、本件道路を緊急避難道路として使用するに支障を及ぼすこと、後

36

道路に使用されることにより、道路がひどく、生命、身体に危険を及ぼす、~~損害~~ 金銭に及

37

び回復しきれない被害が生ずる、

38

(2) 以上、当該案件を要する、

39

4. (1) 被害を被害者(3)の2条1項)について、第2の事件として、Aは2333

40

民事訴訟法により、工作物の除去が可能である、

41

(2) (1) 道路の通行が妨げられる等の被害の発生に被害者請求を記載し、この

42

国民の被害を定款で規定されていること、民事訴訟法が提起可能といふことも、

43

被害者は、要件が満たされたと見なされ、

44

(3) 以上、民事訴訟法以外の方法を検討(2)の(1)の被害を被害者とする、



書き添えてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の空白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
ハ、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
扱われます。1行の場合には横線まで、その次に書き直してください。
「は、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験
は、裏に記された答案は無効答案として採点となります。

67 (設問2) (ウ) 5/20

68 1. 知事らの定義は、上述の通りである。路線廃止に知事らが認めずるが、

69 2. 又知事らの定義により、法10条1項がある、

70 3. (ウ) 法的地位の変更の有無（法的地位）について、所有者であるY市につ

71 いては、その管理 本件市道の管理権を失う（16条1項）。もともと、~~知事ら~~ 法的

72 地位とは「国民の権利又義務を統一 支配すること」であり、Y市は知事らから見て

73 以上、国民ではないので、この点では法的地位が認められず、

74 (ウ) ~~また~~、他方で、Y市とAは、本件市道の支配の譲渡（している）ことにより、本件市

75 道を取得しうる地位を失い、知事らから見て、知事らから見て、

76 4. 知事ら、通行人の法的地位については、資料2の判例より、通行人、

77 道路の通行の自由を有するが、市道の廃止は、この自由を制限する法的地

78 位の変更をもたらす。道路の使用権者も自動的に消滅する以上、

79 (ウ) より法的地位を失う。

80 4. 道路法について、廃止により、道路の使用権者は自動的に消滅するが、

81 後継知事らに、国民の権利を制限する、これ、後継知事らから見て、国民の

82 権利義務の観点から、道路法が認められず、

83 5. 公権力行使、国が一方的に国民の権利義務を形成・支配することから、

84 本件市道の廃止は、国民の協賛等によりY市が一方向的に行なわれるものであり、加えて

85 上述の通り、法的地位が認められず、

86 6. 以上より、知事らから見て、

87

88

+

4A20
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点 数	※
				①	
試験科目・回・問	試験地・クラス	受 験 番 号		フリガナ	
				氏 名	

答
案
用
紙
半
頁

(設問) (2), (6/25)

どうして?!

1. 踏切の處と12 辺10等1歩に於て認めらるゝこと。本件踏切の處と12 辺10等1歩とを以て。

「一般交通の用に供する必要が認めらるゝと認めらるゝ」に於けると主張する。 (10)

2. ~~踏切~~ 踏切。辺10等1歩の要する「必要」の有無は、抽象的なものであること。 (2/4)~~一般交通~~ 踏切と一般交通の用に供する必要の有無は、交通の状況、手間技術

的観点とを以て、どの程度まで交通を妨げるかの政策的判断に依り、は

10等1歩には要件が認めらるゝ。

上に、普通車用自動車が通行して

3. (1) 裁量あるか否かという場合、判断過程要素の観念は、上述の通りである。

(2) 踏切。Y市は、本件踏切が国鉄踏切の利用に支障を及ぼすことが、X2の

近隣住民に、本件踏切の通行に支障を及ぼしていることにより、考慮が認めらるゝ。

(3) 踏切。Y市は、近隣のBありかある以上、本件踏切を踏切としても支障が認めらるゝことが、(8)

踏切X23の近隣住民としては、通学路や緊急避難路に於てあり、踏切の處とを以て

支障が生じる。加えて、B通りより本件踏切は普通車用自動車が通行してか

取に安全である。本件踏切にはB通りに比べ支障が認めらるゝ。しかし、これについての

考慮が認めらるゝ。本件踏切の處とを以て

(4) さらに、10等1歩の要件とを以て、(踏切) 踏切。Y市は、踏切の處とを以て

を有する本件踏切の踏切にしか、通行を許さず、開通を希望にかゝるが

ある以上、重要な事項についての言明が不足が認めらるゝ (7/2)

(5) 踏切。判断過程が認めらるゝ。本件踏切を踏切とするに於て

4 (1) 踏切。裁量あるか否かについて、その判断の要素が、要件原則に

支障を及ぼす。当該踏切は公共交通上の要路と認めらるゝ。違反である。 (11/2)

(6) この点、行政は、国鉄に於て、踏切の事故が頻りに発生するに於て

+



23

(3) 本件では ~~内部~~ 市内部現況において、市道の度とには、市道11号を

24

短絡してその所有地の同定を要する。この点から現況は、道路の長短を要し

25

たことなし。道路幅員を有しない以上、行政上の同定がこれに符う ~~必要~~ 必要は原則と

26

しない (9) 2

27

(4) したがって、平等原則の観点から、当該事業着手の内容及び合意は、かつ、個別

28

手続を経て別置取扱いを要するとして決定が認められるべき。別置取扱いは

29

違法である。 (10) 2

30

(5) この点 本件 内部現況の 趣旨 は、市道の度とに近隣住民の生活運営に

31

大なる支障を及ぼす点にある。すなわち、現況は合理的である。したがって、

32

又も別置取扱いが合理的とはいえないと判断される。 (11) 2

33

したがって、本件は違法である。

34

35

以上

36

37

38

39

40

41

42

43

44